労働委員会命令データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[命令一覧に戻る]

概要情報

事件名	松栄運輸
事件番号	岐阜地労委　昭和62年（不）第1号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	松栄運輸　株式会社
命令年月日	昭和63年 4月12日
命令区分	全部救済（命令主文に棄却又は却下部分を含まない）
重要度	
事件概要	会社が、組合の春闘要求事項に関する団交申入れに対し、期日を引き延ばしたり、団交に応じても会社の主張を繰り返すのみで形式的な団交に終始したことが争われた事件で、誠実団交応諾を命じた。
命令主文	被申立人は、申立人の昭和62年3月14日付け要求書記載の要求事項について、申立人と誠意をもって団体交渉しなければならない。
判定の要旨	2245　引き延ばし 賃上げ等に関する団交についての会社の態度は、団交期日の決め方並びに交渉内容をみれば、単に形式的に交渉を重ねたのみで、誠意をもって団交を行ったものとは認められないとされた例。
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	不当労働行為事件命令集83集347頁
評釈等情報	

[先頭に戻る]

[全文情報]　この事件の全文情報は約143KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader（無料）のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[判例一覧に戻る]　[顛末情報]

概要情報

事件名	松栄運輸
事件番号	東京地裁昭和63年（行ウ）第83号
原告	松栄運輸　株式会社
被告	中央労働委員会
判決年月日	平成 1年 3月30日
判決区分	救済命令の全部取消し
重要度	
事件概要	本件は、会社とその関連会社である松原鍛工が一体となって申立人組合に所属する組合員らに対し、従前同人らが行っていた松原鍛工の運輸業務への就労を拒否したことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件で、初審の岐阜地労委は、会社に対し、組合員に対するトラック運送業務就労拒否による支配介入の禁止及び文書手交を命じ、松原鍛工に対する申立てを棄却するとの一部救済命令を発したところ、これを不服として会社から再審査の申立てがなされ、中労委は、組合から、会社に雇用される組合員全員が組合を脱退したことを理由に「初審命令の履行を求めない」旨の文書が提出されたので再審査手続きを進める理由がなくなったとして、再審査申立てを棄却した。会社は、これを不服として東京地裁に行政訴訟を提起していたが、同地裁は、本件は初審命令を取り消し、組合の救済申立てを却下すべきであったとして、中労委の決定を取り消した。
判決主文	中労委昭和60年（不再）第24号事件について、被告が昭和63年5月25日付でなした決定を取消す。 訴訟費用は被告の負担とする。
判決の要旨	6140　訴の利益 会社の負う初審命令の履行義務は公法上の義務であって、組合の意思如何により消長を来たす性質のものではないから、会社は本件決定の取消しを求めるための訴えの利益を有する。 6330　審査手続の違法 再審査被申立人たる地位は、自らの意思で放棄することはできず、組合の上申書の提出は、組合において初審申立を維持する意思を放棄する趣旨でなされたものとみるべきであり、労委が、会社の再審査申立てを却下した本件決定は違法である。
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集24集110頁
評釈等情報	労働関係民事裁判例集　40巻 2・3号　332頁 判例時報　1308号　152頁 判例タイムズ　699号　205頁 労働判例　538号　55頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
岐阜地労委昭和57年（不）第1号	一部救済（命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む）	昭和60年 4月 9日 決定
中労委昭和60年（不再）第24号	再審査却下（再審査申立てを却下）	昭和63年 5月25日 決定
中労委平成 1年（不再）第49号	全部変更（初審命令を全部取消し）	平成 1年 7月 5日 決定

[全文情報]　この事件の全文情報は約119KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader（無料）のダウンロードが必要です。

労働委員会命令データベース

（この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。）

[命令一覧に戻る]　[顛末情報]

概要情報

事件名	松栄運輸
事件番号	中労委　平成 1年（不再）第49号
再審査申立人	松栄運輸　株式会社
再審査被申立人	全日本運輸一般労働組合中部地区生コン支部
命令年月日	平成 1年 7月 5日
命令区分	全部変更（初審命令を全部取消し）
重要度	
事件概要	会社が、組合のストによって取引会社から傭車契約を取り消されたこと等を理由に、組合分会員のトラック運送業務への就労を拒否したことが争われた事件で、分会が組合を脱退し、初審命令の履行を求めない旨の上申書を提出し、再審査被申立人たる地位を放棄したとして、会社の再審査申立てを却下した。
命令主文	本件初審命令を取消し、再審査被申立人の救済申立てを却下する。
判定の要旨	5147　その他 中労委の再審査申立てを却下するとの決定を取消した地裁判決が確定したので、行訴法33条2項及び規則56条1項により準用する48条の規定に基づき、初審命令を取消し、再審査申立人の救済申立てを却下した例。
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	不当労働行為事件命令集87集816頁
評釈等情報	

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
岐阜地労委　昭和57年（不）第1号	一部救済（命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む）	昭和60年 4月 9日 決定
中労委　昭和60年（不再）第24号	再審査却下（再審査申立てを却下）	昭和63年 5月25日 決定
東京地裁　昭和63年（行ウ）第83号	救済命令の全部取消し	平成 1年 3月30日 判決

[全文情報]　この事件の全文情報は約65KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader（無料）のダウンロードが必要です。